

**(別添2) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶  
(令和3年4月9日現在)**

(1) 北朝鮮籍のすべての船舶：

平成18年10月14日から令和5年4月13日までの間。

ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成18年10月13日から令和5年4月13日までの間

(2) 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの：

平成28年2月20日から令和5年4月13日までの間

(3) 国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（1）又は（2）に該当する船舶を除く。）：

平成28年4月2日から令和5年4月13日までの間

ただし、平成28年4月1日以降に（3）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から令和5年4月13日までの間

	IMO 番号	期間
1	8606173	平成28年4月2日から令和5年4月13日までの間
2	8909575	
3	8916293	
4	-	
5	-	
6	-	
7	9041552	
8	8330815	
9	8405270	
10	8018900	
11	8829593	
12	8713471	
13	9361407	
14	8829555	
15	-	
16	8625545	平成29年10月24日から令和5年4月13日までの間
17	9314650	
18	8987333	
19	8018912	
20	8819017	
21	8133530	
22	8412467	
23	-	
24	7640378	
25	9009085	
26	7937317	平成30年1月19日から令和5年4月13日までの間
27	8661575	
28	9562233	
29	8628597	
30	8937675	
31	8518780	平成30年4月11日から令和5年4月13日までの間
32	9191773	
33	9114555	
34	9020534	
35	7389704	
36	8712362	
37	7303803	
38	8605026	
39	8405311	
40	7408873	

41	8106496	平成30年4月11日から令和5年4月13日までの間
42	8604917	
43	9066978	
44	8898740	
45	8660313	
46	8122347	
47	8691702	
48	8408595	
49	8503228	
50	9066540	
51	8916580	
52	9004700	
53	9020003	
54	9030591	
55	9417115	
56	9008201	
57	8747604	
58	8518572	
59	8914934	
60	8791667	
61	8126070	平成30年10月30日から令和5年4月13日までの間
62	8312497	
63	8705539	

(四) 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（上記（3）に該当する船舶を除く。）：  
平成28年12月10日から令和5年4月13日までの間